

石環政第13号
平成28年6月3日

石狩市環境審議会
会長 菅 澤 紀 生 様

石狩市長 田 岡 克 介

環境影響評価準備書について（諮問）

次の環境影響評価準備書について、環境影響評価法第20条第2項の規定に基づき、北海道知事に環境保全の見地から意見を提出するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

記

（仮称）八の沢風力発電事業に係る環境影響評価準備書について

石狩市長 田岡 克介 様

石狩市環境審議会

会長 菅澤紀生

(仮称) 八の沢風力発電事業に係る環境影響評価準備書について (答申)

1 総括的事項

(1) 風力発電事業は、その前提条件として、自然環境(風況)に大きく左右されるため、計画段階において、風況の調査を踏まえての、事業性の予測評価を適切に実施することが肝要となる。

本事業は、石狩市八幡町高岡地区を事業実施区域とするが、当該実施区域は最大標高約130メートルの丘陵地帯であり、その北側から西側にかけては谷となる地形となっている。この谷は、特に冬季の卓越風である北北西の風を妨げるかたちとなり、そのため谷に沿って通過している道道は冬季の吹雪の際の迂回路としても利用されている。このように当該実施区域は、市内においては比較的風況が穏やかな地域であり、すでに複数の事業が計画されている石狩湾新港地域とは風況等に関して大きく異なるものと推察される。

このことから、準備書に示されるNEDO(国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)局所的風況予測モデルに加え、この計画の根底となるべき風況調査の実測値を示し、事業に適した風況であることの客観的な評価、事業の確実性について明らかにし評価書に記載すること。

(2) 環境監視計画および事後調査については、具体的な記述に欠けていることから、調査期間や頻度、環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応方針等に関し、詳細かつ具体的な計画を作成し、評価書に記載すること。また、結果の公表方法や、結果を踏まえて検討すべき追加的な環境保全措置についても具体的に評価書に記載すること。

さらに、事後調査等において、環境に著しい影響が認められた場合には、稼働停止を含めた必要な環境保全措置を講じること。

(3) 本事業は、風力発電機から直近の住居までの距離が約800メートルしかなく、また、生活基盤である農地への距離も短いことなどから、騒音を始め風車の影、水環境、景観などに関して大きな不安を持つ周辺住民も存在する。このことから、環境影響の予測評価にあたっては、周辺住民の不安を取り除くよう、最大限の説明責任を果たし、

十分な理解を得た上で事業着手すること。また、事業実施状況や事後調査結果についても、周辺住民との相互理解が得られるよう継続的かつ積極的な情報公開・周辺住民の意見聴取を行い、説明を尽くすこと。

(4) 将来的に事業の廃止が生じた際においては、環境保全や安全性の確保並びに景観への適切な配慮として、風力発電施設を撤去し原状回復すること。

(5) 本事業に関しては、周辺住民や自然環境への影響の観点から、これまでも事業の是非について慎重に検討するよう述べてきたところであるが、次の個別的事項において求めた追加的な予測及び評価の結果、環境影響の程度が著しいと認められる場合は、事業の中止を含めた見直しを行うこと。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

① 事業実施区域周辺は、静穏な地域であることから、単に環境基準等との比較ではなく、現況騒音からの増加分の評価をすること。具体的には、現況レベルを 90% 下端値とした場合、騒音では最大 6 デシベル、超低周波では最大 23 デシベル増加するとの予測結果となっているが、この増加分の評価について専門家意見、最新の知見を踏まえ評価すること。

② 風車の稼動により発生する騒音については、純音成分のほか、風車に特徴的なスウィッシュ音が苦情の大きな要因となり得ることから、評価書では、機種別の FFT 分析データを明示するとともに、これらについても予測及び評価を行い、評価書に記載すること。

③ 国からの直近の技術的助言においては、騒音の調査期間は原則 3 日以上、連続して行うものとされていることから、専門家の意見を聴取し、必要に応じて追加調査並びに予測及び評価を行うこと。さらに、事後調査が 1 回（24 時間）となっているが、3 日以上行うこと。

(2) 風車の影

① 風車の影は、国内における基準が設けられていないため、海外で定めている指針値のうち「年間 30 時間かつ 1 日 30 分を超えないこと」が、国内の環境影響評価において多く用いられている。「住居②」の予測結果は「年間約 79 時間、1 日約 48 分（夏至）」であり、この指針値を大きく上回っていることから、指針値を超えないよう発電機の配置変更及び基数の削減について検討すること。

② 農作物への影響については、農地における日影時間を明らかにした上で予測評価すること。さらに、複数年にわたり事後調査を行い、因果関係が認められた場合には、稼動停止を含む環境保全措置を講じること。

(3) 動物

① 本地域では相当数の希少猛禽類が確認されており、また、バードストライクに関

する予測は不確実性が高いことから、事後調査を適切に実施する必要がある。本準備書の事後調査計画に示される、調査期間および調査頻度では十分な調査とは言い難いことから、専門家等の意見を踏まえ、十分な調査期間、調査頻度を設定すること。

- ② 希少猛禽類の生息状況への影響に係る事後評価は、十分な調査により得たデータを用いての比較・対照による分析が不可欠であるが、事後調査計画の内容は、調査期間や調査量が十分とは言い難く具体性にも欠ける。

このことから、工事の実施並びに施設の稼働の前後における生息状況が比較・対照できるよう、具体的かつ十分な調査量となる事後調査計画を立て評価書に記載すること。

- ③ 環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の環境保全措置については、専門家からの意見聴取などに基づき、想定し得る具体的な環境影響の評価を行った上で、それに対応する保全措置を示すこと。
- ④ 発電機の近傍における希少猛禽類の営巣の有無を確認し、営巣が確認された場合、繁殖期間は発電機の稼働を停止すること。
- ⑤ 本事業実施区域では、希少猛禽類のみならず、小型の希少鳥類の目撃例もある。しかし、事前調査における各地点での調査期間・時間からは、それらの調査量が十分とは言い難い。

このため、専門家からの意見聴取などに基づき、追加調査並びに予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。さらに、希少猛禽類と同様に、建設の前後における生息状況の変化が比較できるよう、具体的かつ十分な調査量となる事後調査計画を立て評価書に記載すること。

また、希少鳥類の営巣等が確認された場合は、繁殖時期の工事を回避するほか、小型鳥類が営巣し得る大木は数が限られることから、極力伐採を避けるなどの保全措置を講じること。

- ⑥ 事業実施区域内では、絶滅危惧Ⅱ類に指定されるニホンザリガニほか、重要な底生動物が確認されている。このことから、これらの底生動物が生息する、沢などの小規模な水域にも影響が及ばないように対策を講じた上で工事を実施すること。

また、施設の稼働後においても、造成法面等からの土砂流出や濁水の発生がないよう必要十分な施工を実施するとともに、随時の見回り等により土砂流出等の回避に努めること。

(4) 植物

- ① 工事により既存の外来種の拡散や新たな外来種の持ち込みが生じる可能性が高まることから、改変区域周辺においては外来種を継続的に駆除すること。
- ② 法面緑化の際には周辺植生への影響を少なくするため、西洋芝の吹きつけ以外にも状況によって、厚層基材の吹きつけのみ、あるいは在来種の利用などの方法を用

いること。

- ③ 重要な植物種に係る事後調査については、移植後2年間では定着の確認が不十分であるため、移植後5年間まで行うこと。